

本会への寄付金は、所得税の寄付金控除が受けられます。

公益社団法人に対して、その業務に関連する寄付を行った場合、所得税の寄付金控除（所得控除）が受けられます。

本会が公益社団法人となった平成24年4月1日以降に、本会に対して寄付を行った方は、還付申告により、所得税が還付される場合があります。最寄りの税務署にお尋ねの上、寄付金控除をご活用ください。

なお、還付申告は、確定申告時期に関わらず、課税対象期間の翌年から5年間の時効を迎えるまで、いつでもさかのぼって申告できます。